

○ 税務支援の実施の基準に関する規則

	〔昭和 55 年 10 月 2 日〕 制 定
変更	平成元年 3 月 23 日 平成 2 年 1 月 23 日 平成 13 年 10 月 18 日
全改 変更	平成 17 年 4 月 21 日 平成 21 年 1 月 22 日 平成 27 年 4 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日本税理士会連合会（以下「本会」という。）会則第 67 条第 2 項の規定に基づき、税理士会の税務支援（会則第 66 条に規定する施策をいう。以下同じ。）の実施において準拠すべき基準に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 税務支援の対象者は、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）が関与していない納税者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 小規模納税者
- (2) 前号以外の者で、税理士会が、税務指導を必要と認める者

(税務支援の範囲)

第 3 条 税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

- (1) 税務に関する相談
- (2) 記帳及び決算に関する相談
- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前各号に係る電子申告に関する相談

2 税理士会は、前項に定める事務のほか、必要と認める場合は、次の事務を税務支援の範囲に加えることができる。

- (1) 会計帳簿の記帳代行
- (2) 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
- (3) 納税申告書その他税務書類の作成
- (4) 電子申告データの作成及び代理送信

(税務支援の報酬)

第 4 条 前条に定める事務の報酬は、原則無償とする。ただし、税理士会が必要と認める場合は、有償とすることができる。

(税務支援の事業)

第5条 税務支援の事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は税理士会が独自で主体的に実施するもの（「独自事業」という。）
- (2) 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するもの（「受託事業」という。）
- (3) 国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは税理士会が指定する団体（以下「団体等」という。）との協議に基づき実施するもの（「協議派遣事業」という。）

（従事義務及び指定税理士等の選任等）

第6条 所得税確定申告期において行う次の事業は、税理士会の会員全員が従事して実施する。

- (1) 独自事業
 - (2) 受託事業のうち税理士会が必要と認めるもの
- 2 税理士会は、前項以外の税務支援の実施にあたっては、原則としてその所属する税理士等のうちから、希望その他適宜の方法により選任した者（以下「指定税理士等」という。）に従事させ、又は派遣するものとする。
- 3 税理士会は、指定税理士等の氏名又は名称その他必要な事項を記載した名簿を備えなければならない。

（従事義務の免除）

第7条 税理士会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

（税理士会、支部等間の連携）

第8条 本会及び税理士会は、関係する税理士会及び支部と協議のうえ、税理士等を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

（協力義務）

第9条 税理士等は、税理士法人に執務する社員税理士及び税理士事務所又は税理士法人に勤務する所属税理士が税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

（従事税理士等の職責）

第 10 条 税務支援に従事する税理士等（以下「従事税理士等」という。）は、税理士に関する法令、本会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守し、その職務を遂行しなければならない。

（税理士業務の受任）

第 11 条 従事税理士等は、税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、これを受任することができる。この場合において、その納税者の意思を尊重するよう留意しなければならない。

（単独契約の禁止）

第 12 条 税理士等は、この規則の定めによらないで、第 5 条第 3 号に規定する団体等から税務支援に関して委嘱を受けてはならない。

（委員会等の設置）

第 13 条 税理士会は、税務支援を実施するため、部又は委員会を設けなければならない。

（支部への委託）

第 14 条 税理士会は、税務支援の実施に関し、その事業の一部を支部に委託することができる。

（細則への委任）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、税務支援の実施の基準に関し必要な事項は、細則で定める。

（規則の改廃）

第 16 条 この規則を改廃しようとするときは、総会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成 21 年 1 月 22 日）

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 23 日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。